

項目	論点	各仕様書への明記				共通仕様書・特記仕様書の区別	
		試案	CM協会	手引	直轄		
1	プロジェクトの情報管理	プロジェクトの情報管理に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。 117など	○ 01	×	×	共通	
2	会議体の提案と運営支援	会議体の提案と運営支援に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。 117など	○ 02	×	×	共通	
3	CM業務報告書の作成	CM業務報告書の作成に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。 103など	○ 03	×	×	共通	
4	プロジェクトにおけるリスクについての説明	プロジェクトにおけるリスクについての説明に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。	×	○ 04	×	共通	
5	委託者の要求の更新	委託者の要求の更新に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。また、明記するのであれば、約款における委託者の指示権限の取扱いを反映させる必要があるのではないか。	×	○ 05	×	共通	
6	プロジェクト関係者の役割分担の明確化	プロジェクト関係者の役割分担の明確化に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。また、明記するのであれば、約款における委託者の指示権限の取扱いを反映させる必要があるのではないか。	×	○ 06	×	共通	
7	プロジェクト運営方針の更新	プロジェクト運営方針の更新に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。また、明記するのであれば、約款における委託者の指示権限の取扱いを反映させる必要があるのではないか。	×	○ 07	×	共通	
8	クレームへの対応	クレームへの対応に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。 120など	○ 08	○ 104など	×	共通	
9	業務計画書の作成 ・委託者の要求の整理 ・プロジェクト関係者の役割分担の明確化 ・プロジェクト運営方針の設定 ・業務計画書の作成	業務計画書の作成の部分に、「直轄」の工事監理業務共通仕様書で記述のある、①業務計画書の提出期限(契約から14日以内)、②業務計画書の記載事項、③業務計画書の変更ルール、④業務計画に係る調査職員の権限の4点を明記すべきではないか。	○ 101など	○ 11	○ 001など	○ 3.9	共通
10	プロジェクト基本計画書案の作成 ・制約条件の整理 ・マスター・スケジュールの作成 ・工事費概算 ・プロジェクト基本計画書の作成	プロジェクト基本計画書の作成に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。	○ 105など	○ 12	○ 102など	×	特記
11	設計者選定 ・設計者選定方法等の策定 ・設計者選定用の資料の作成、設計者選定の支援	設計者選定に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。また、設計者選定用の資料の名称は公共発注で用いられる名称とする必要があるのではないか。	○ 107など	○ 13	○ 103など	×	特記
12		公共発注の場合、委託者が自ら発注業務を行わなければならない、受託者が発注業務を代行するような表現振りにならないように留意する必要があるのではないか。	○ 107など	○ 13	○ 103など	×	特記
13	基本設計段階の方針検討 ・基本設計方針書の作成依頼等 ・基本設計スケジュールの管理	受託者から設計者に直接依頼することを前提としているが、公共発注においては職員の権限となっており、職員の指示を伝達するような表現に改める必要があるのではないか。	○ 201など	○ 21	○ 113, 114	×	特記
14		基本設計スケジュールの管理について、明記する必要があるか。	○ 201など	○ 21	○ 113, 114	×	特記
15	基本設計への支援と確認 ・設計進捗の確認 ・設計内容のモニタリング ・施工スケジュール案の作成 ・工事費概算書の確認	受託者から設計者に直接依頼することを前提としているが、公共発注においては職員の権限となっており、職員の指示を伝達するような表現に改める必要があるのではないか。	○ 203, 212	○ 22	×	×	特記
16	工事発注計画書 ・工事発注計画書の作成	公共発注の場合、委託者が自ら発注業務を行わなければならない、受託者が発注業務を代行するような表現振りにならないように留意する必要があるのではないか。	○ 206, 208	○ 23	×	×	特記
17	基本設計図書等の内容の確認 ・基本設計図書等の内容の確認	基本設計図書等の内容の確認に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。	○ 209など	○ 24	○ 122, 123	×	特記
18	実施設計段階の方針 ・実施設計方針書の比較検討 ・実施設計スケジュールの管理	実施設計段階の方針に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。明記するのであれば、委託者が選定した設計者に対して受託者が業務を依頼することを可能とするか。	○ 301など	○ 31	×	×	特記
19		実施設計スケジュールの管理について、明記する必要があるか。	○ 301など	○ 31	×	×	特記
20	実施設計への支援と確認 ・設計進捗の確認 ・設計内容のモニタリング ・施工スケジュール案の確認 ・工事費概算書の確認	受託者から設計者に直接依頼することを前提としているが、公共発注においては職員の権限となっており、職員の指示を伝達するような表現に改める必要があるのではないか。	○ 303, 310	○ 32	×	×	特記
21	工事発注計画書の更新 ・工事発注計画書の更新	公共発注の場合、委託者が自ら発注業務を行わなければならない、受託者が発注業務を代行するような表現振りにならないように留意する必要があるのではないか。	○ 304	○ 33	○ 201	×	特記
22	実施設計図書等の内容の確認 ・実施設計図書等の内容の確認	実施設計図書等の内容の確認に関する項目を仕様書に明記する必要があるか。	○ 307など	○ 34	×	×	特記

項目	論点	各仕様書への明記				共通仕様書・特記仕様書の区別
		試案	CM協会	手引	直轄	
23	工事発注 ・工事発注区分の確認 ・施工者選定方式の策定 ・工事契約についての助言 ・施工者選定資料の作成、施工者選定の支援	○ 404など	○ 41	○ 202など	×	特記
24	工事発注にあたり、①受託者が工事の関心表明者に対し関心表明書の提出を依頼すること、②受託者が関心表明書等を評価すること、③委託者の選んだ候補者に対して見積依頼を行うこと、④見積者からの質疑応答に対応することを可能とするか。	○ 404など	○ 41	○ 202など	×	特記
25	工事準備段階、工事実施段階、竣工・引渡し段階	○ 全般	○ 5	×	×	特記
26	工事準備段階 ・工事段階でのCM業務説明書の作成 ・工事監理業務方針の把握	○ 505,506	○ 51	×	×	特記
27	工事実施段階 ・施工計画等に対する工事監理者の対応時期の確認 ・質疑書・提案書に対する工事監理者の対応時期の確認 ・施工図に対する施工者および工事監理者の対応時期の確認	○ 507など	○ 52	○ 301など	○ 3.6	特記
28	各工事関係者間の調整・助言 ・設計変更への対応 ・支払状況のモニタリング ・工事監理報告書の確認	○ 507など	○ 52	○ 301など	○ 3.6	特記
29	公共発注において支払状況のモニタリングが必要となるのは、部分払いを実施するケースのみであるため、委託者による部分払いのための出来形検査等の実施補助について明記する必要があるのではないか。	○ 507など	○ 52	○ 301など	○ 3.6	特記
30	竣工・引き渡し段階 ・委託者の検査の支援 ・最終工事費支払請求の確認	○ 518など	○ 53	×	×	特記
31	適用	×	×	○ 第1条	○ 1.1	共通
32	用語の定義	×	×	○ 第2条	○ 1.2	共通
33	一般業務の内容	×	×	○ 第16条、第31条～第38条	△ 工事監理業務を想定して作成されている 2.1.1.(1)など	共通
34	その他業務の内容	×	×	○ 第39条	○ 2.2	特記
35	業務の実施	×	×	○ 第4条	○ 3.1	共通
36	適用基準等	×	×	○ 第30条	○ 3.2	共通
37	調査職員	×	×	○ 約款の補足にあたる 第6条	○ 約款の補足にあたる 3.3	共通
38	管理技術者	×	×	○ 約款の補足にあたる 第7条	○ 約款の補足にあたる 3.4	共通
39	監督職員及び請負者等	×	×	×	○ 3.5	共通
40	提出書類	×	×	○ 第8条	○ 3.7	共通
41	打合せ等	×	×	○ 第9条	○ 3.8	共通
42	資料の貸与及び返却	×	×	○ 約款の補足にあたる 第5条 第12条	○ 約款の補足にあたる 3.10	共通
43	関係官公庁への手続き等	×	×	○ 第13条	○ 3.11	共通
44	関連法令及び条例の遵守	×	×	○ 第18条	○ 3.12	共通
45	検査	×	×	○ 約款の補足にあたる 第19条	○ 約款の補足にあたる 3.13	共通
46	債務不履行に係る履行責任	×	×	×	○ 3.14	共通
47	条件変更等	×	×	○ 約款の補足にあたる 第21条	○ 約款の補足にあたる 3.15	共通
48	契約内容の変更	×	×	○ 約款の補足にあたる 第22条	○ 約款の補足にあたる 3.16	共通

	項目	論点	各仕様書への明記				共通仕様書・特記仕様書の区別
			試案	CM協会	手引	直轄	
49	履行期間の変更	「履行期間の変更」について明記するか。	×	×	○ 約款の補足にあたる 第23条	○ 約款の補足にあたる 3.17	共通
50	一時中止	「一時中止」について明記するか。	×	×	○ 約款の補足にあたる 第24条	○ 約款の補足にあたる 3.18	共通
51	発注者の賠償責任	「発注者の賠償責任」について明記するか。	×	×	○ 約款の補足にあたる 第25条	○ 約款の補足にあたる 3.19	共通
52	受注者の賠償責任	「受注者の賠償責任」について明記するか。	×	×	○ 約款の補足にあたる 第26条	○ 約款の補足にあたる 3.20	共通
53	再委託	「再委託」について明記するか。明記するのであれば、再々委託や指名停止中の協力者への再委託の禁止についても明記するか。	×	×	○ 約款の補足にあたる 第27条	○ 約款の補足にあたる 3.21	共通
54	守秘義務	「守秘義務」について明記するか。	×	×	○ 約款と同様 第28条	○ 約款と同様 3.22	共通